

# 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発 機構新エネルギー・産業技術業務方法書（抄）

平成15年10月1日

15度新エネ総第1001004号

- 一部改正 平成16年6月2日16度新エネ総第0602001号
- 一部改正 平成18年3月22日17度新エネ総第0217004号
- 一部改正 平成19年8月6日19度新エネ総第0806002号
- 一部改正 平成20年3月31日19度新エネ総第0229002号
- 一部改正 平成21年7月1日21度新エネ総第0622001号
- 一部改正 平成23年7月7日23度新エネ総企第0707003号
- 一部改正 平成23年7月12日23度新エネ総企第0712002号
- 一部改正 平成24年9月18日24度新エネ総企第0918002号
- 一部改正 平成25年5月31日25度新エネ総企第0531002号
- 一部改正 平成26年3月31日25度新エネ総企第0331001号
- 一部改正 平成27年4月1日27度新エネ総第0401001号
- 一部改正 平成28年3月31日27度新エネ総第0331007号
- 一部改正 平成30年6月29日30度新エネ総第0629001号
- 一部改正 平成30年11月22日30度新エネ総第1122001号
- 一部改正 平成31年3月19日30度新エネ総第0319001号
- 一部改正 2020年3月9日2019度新エネ総第0309002号
- 一部改正 2022年3月11日2021度新エネ総第0311002号
- 一部改正 2023年3月9日2022度新エネ総第0309010号

## 第3章 業務委託の基準

### 第1節 研究開発等業務の委託

（業務委託の基準）

**第18条** 機構は、機構法第15条第1号、第2号、第4号及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的に当該業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果が得られることが十分期待される場合には、当該業務を委託するものとする。

（受託者の選定）

**第19条** 機構は、前条の規定に基づき業務の一部を委託しようとするときは、

当該委託する業務(以下「委託業務」という。)を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、所要期間、費用対効果その他委託業務に関する事項を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。

(契約の方法)

**第20条** 機構は、前2条の規定に基づき委託をしようとするときは、受託しようとする者との間に委託業務に関する契約を締結するものとする。

2 前項の委託業務に関する契約において定めるべき事項は、委託業務の内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、完了の認定方法その他業務の委託に関し必要な事項とする。

3 受託に係る基準を定めている国立大学法人、公立大学、国公立の研究機関若しくは独立行政法人(地方独立行政法人を含む。以下同じ。)に業務を委託する場合又はこれらに受託者が第26条により機構の承認を受けて再委託する場合においては、当該基準に基づいて第1項の契約を行うことができる。

(契約金額)

**第21条** この節の委託業務に係る契約金額は、当該委託業務の実施に要すると認められる経費の額とする。

2 機構は、前項の契約金額を算定するときは別に定める経費算定基準によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、受託者が受託に係る基準を定めている場合には、当該基準によることができる。

一 国立大学法人、公立大学、国公立の研究機関又は独立行政法人の契約金額を算定する場合。

二 前号に掲げる者以外の受託者の人件費の単価を算定する場合であって、経費算定基準に定める方式によることが困難な場合。

(委託業務の管理)

**第22条** 機構は、必要に応じ、受託者から委託業務の実施の状況を報告させ、又は必要な指示を与えるなど委託業務の管理上必要な措置を講ずるものとする。

(委託に係る財産の所有権の帰属)

**第23条** 機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合において、受託者が業務の委託契約に基づいて製造し、又は取得した財産(土地、建物、構築物、機械装置、工具、器具、備品その他これらに類するものをいう。以下同じ。)の所有権を機構に帰属させるものとする。

(委託に係る財産の所有権の帰属の特例)

**第24条** 機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合において、当該委託に係る財産を機構が所有することにより見込まれる機構の支出が、当該財

産を機構が業務の用に供した後における残存価額を上回ることが見込まれる場合には、前条の規定にかかわらず、当該財産の所有権を受託者に帰属させることができる。

(委託の成果に係る知的財産権の帰属)

**第25条** 機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合には、当該委託に係る成果(以下この条において「特定委託成果」という。)に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権(成果報告書その他これに類するものの著作物の著作権を除く。)、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利その他これらに類するもの(以下「知的財産権」という。)について、次の各号のいずれにも該当するときは、その知的財産権を受託者から譲り受けないものとすることができる。

- 一 特定委託成果に係る知的財産権に関して出願、申請その他の手続を行った場合(著作権については著作物が得られた場合)には、遅滞なく、機構にその旨を報告することを受託者が約すること。
  - 二 経済産業大臣の要請に応じて、機構が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を機構に許諾することを受託者が約すること。
  - 三 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、経済産業大臣の要請に応じ、機構が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。
  - 四 当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利であって次項に定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として第3項に定める場合を除き、あらかじめ機構の承認を受けることを受託者が約すること。
- 2 前項第四号で定める権利は、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権とする。
  - 3 第1項第四号で定める場合は、次に掲げる場合とする。
    - 一 受託者であって株式会社であるものが、その子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾(以下この項において「移転等」という。)をする場合

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者に移転等をする場合

三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

(再委託)

**第26条** 機構は、この節の委託業務の効率的な実施のため特に必要と認める場合には、受託者が当該委託業務の一部を第三者に委託することを認めることができる。

### **第2節 鈹工業基盤技術試験研究業務の委託**

(試験研究業務の委託方法等)

**第27条** 機構は、機構法第15条第11号に規定する鈹工業基盤技術試験研究業務を委託するに当たっては、研究課題を広く政府等以外の者から公募し、外部有識者による事前評価に基づき課題を選定し、これを提案者に委託して行うものとする。

2 前項において、委託する試験研究は、我が国産業技術力向上において幅広い波及効果を有し知的財産の形成や新規産業創出に寄与するもののうち、特にリスクが高く政府等以外の者のみでは実施が困難な研究課題を対象とする。

(契約の方法)

**第28条** 機構は、前条の規定に基づき委託しようとするときは、基盤法第6条により定められた基本方針に基づき、委託する業務の内容、実施方法、実施期間、知的財産権の取扱、収益納付、評価、契約の変更及び解除の条件その他業務の委託に関し必要な基本的事項を定めた基本契約を締結し、さらに当該委託する業務に係る各年度の業務内容、契約金額、支払方法、各年度契約の変更及び解除の条件、完了の認定方法その他当該業務の委託に関し必要な事項を記載した委託契約を締結するものとする。

(準用)

**第29条** 第21条(同条第2項ただし書の規定を除く。)及び第22条から第26条までの規定は、鈹工業基盤技術試験研究業務について準用する。

### **第3節 金融機関等への業務委託**

(金融関連業務の委託)

**第30条** 機構は、金融機関及び債権回収会社に対し、機構法第15条第13号に規定する業務の一部を委託しようとする場合には、受託しようとする者と委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

3 機構は、第1項の規定により委託を受けた者に対し、委託手数料を支払う

ものとする。

#### **第4節** その他の業務委託

(業務委託の基準)

**第31条** 機構は、前3節の規定に基づき委託することができることとされた業務のほか、自ら業務を実施するよりも委託して実施することが効率的であると認められる調査、研修、指導その他の業務を他に委託することができる。

2 機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

**第32条** 第20条第3項及び第21条から第26条までの規定は、前条第1項に規定する業務委託について準用する。

#### **第4章** 競争入札その他契約に関する基本的事項

(基本方針)

**第33条** 機構は、その業務の公共性にかんがみ、売買、貸借、請負に係る契約その他これらに類する契約を締結するに当たっては、競争に付すことを原則とし、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 前項の契約の詳細については、会計規程で定める。

(調達手続の適用)

**第34条** 機構は、政府調達に関する協定その他の国際約束及び関連法令の定め に則して、物品又は役務の調達契約を行うものとする。

(事業年度を超える契約の締結)

**第35条** 機構は、運営費交付金又は国から交付される補助金により設けた基金をその財源とする契約であって、契約の性質、目的又はその締結の時期からみて、必要があると認めるときは、財政事情の変化による契約変更があり得ることを条件として、事業年度を超える契約を締結することができる。